

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

電子決済手段取引説明書 (VCTRADE サービス)

電子決済手段取引説明書 (VCTRADE サービス)

SBI VC トレード株式会社

お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）と電子決済手段の売買（以下、「本取引」といいます。）に係るサービス（サービス名称：VCTRADE。以下「本サービス」といいます。）をご利用されるにあたっては、本電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス）（以下「本電子決済手段取引説明書」といいます。）をサービス総合約款（VCTRADE サービス）（以下「サービス総合約款」といいます。）とともに十分にお読みいただき、その内容をご理解いただく必要がございます。

電子決済手段関連の取引には様々なリスクが存在しますので、電子決済手段関連の取引の特徴、仕組み及びリスクについてご理解いただき、リスク等の受容に異議なくご承諾の上、お客様ご自身の責任とご判断において、自己の計算により取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本電子決済手段取引説明書は、サービス総合約款とともに、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、資金決済に関する法律第 62 条の 12、第 62 条の 17 第 1 項、電子決済手段取引業者に関する内閣府令 43 条 1 号の規定、及び金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、予めご説明するための書面となります。

なお、契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引報告書、電子決済手段や法定通貨の入出金に係る通知及び書面、取引の履歴等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、お客様はお取引の都度、ご自身にて約定のご確認をいただくようお願いいたします。

■当社の商号及び住所並びに登録番号

SBI VC トレード株式会社

【本社】〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3247 号

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00011 号

電子決済手段等取引業者 関東財務局長第 00001 号

■加入する協会

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

■当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無
無し

《本取引のリスク等重要事項について》

1. 電子決済手段と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社の取り扱う電子決済手段は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。

また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. 本取引について

- (1) 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社と相対して電子決済手段の売買を行う販売所取引（店頭取引。現物取引のみ）になります。
- (2) 本取引において取り扱う電子決済手段についての詳細は、「取扱電子決済手段の概要書」をご参照ください。なお、当社の行う電子決済手段の売買等は、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務ではありません。また、当社は本取引の対象となる電子決済手段の発行者ではなく、お客様に対して償還義務を負う立場にはありません。
- (3) 当社の提示価格にはお客様による買付価格（以下、「Ask」又は「Ask 価格」といいます。）とお客様による売付価格（以下「Bid」又は「Bid 価格」といいます。）の差（スプレッド）があり、スプレッドは電子決済手段の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
- (4) 電子決済手段の価値は、電子決済手段の発行者が有する裏付けとなる資産の価値に基づいており、発行者が当該電子決済手段の償還に応じることを前提として維持されています。そのため、電子決済手段の価値は基本的に安定したものとなると考えられますが、天災地変、戦争、政変、規制強化、また、予期せぬ特殊な事象などにより電子決済手段の発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出し若しくはその価値が消失するなどした場合には、当該電子決済手段の価格が急激に下落する可能性があります。結果として、電子決済手段の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。そのため、本取引は、取引対象である電子決済手段の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。
- (5) 外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。
- (6) 本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動せず、処理の遅延や注文の発注、約定、確認及び取消等が行えない事態が生じ、これにより損失が生じる可能性があります。
- (7) 外部環境の変化（電子決済手段に対する法規制の強化を含みます。）、当社や電子決済手段の発行者の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社や電子決済手段の発行者の事業が継続できなくなる可能性があります。当社や発行者が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。
- (8) お客様からお預かりした法定通貨及び電子決済手段は、当社の法定通貨及び電子決済手段と分別して管理しています。
- (9) 当社の区分管理は下記のとおりです。

法定通貨（円貨）：SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分

管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

電子決済手段：インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールド・ウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理しております。

- (10) 本取引に係る手数料の詳細については、「14. 手数料等」をご参照ください。
- (11) お客様は、当社及び電子決済手段の流動性供給者、又は当社預入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、お客様資産の出金・出庫が遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。また、ウォレットの状況、電子決済手段のブロックの生成状況その他の送信の状況等により電子決済手段の出庫が遅延する場合や、ブロックチェーンで当該電子決済手段の送受信に係る取引がキャンセルされた場合、お客様資産の出庫が遅延することで、損失が生じるおそれがあります。
- (12) 苦情及び紛争（以下「苦情等」といいます。）に関する相談先は「21. 苦情及び紛争の相談窓口」をご参照ください。

※本取引に係るリスクについて、詳しくは、「20. 本取引におけるリスク」をご参照ください。

■ 電子決済手段を利用する際の注意点

- ・ 電子決済手段は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・ 電子決済手段は、価格が変動することがあります。電子決済手段の発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出し若しくはその価値が消失するなどした場合には、当該電子決済手段の価格が急落したり、無価値になってしまうことなどにより損失を被る可能性があります。また、外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。
- ・ 当社が倒産した場合には、預託された金銭及び電子決済手段を返還することができない可能性があります。また、電子決済手段の発行者が倒産した場合には、お客様が保有する電子決済手段の償還を受けられない可能性があります。
- ・ 電子決済手段は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。
- ・ 電子決済手段等取引業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者であることを確認してください。
- ・ 電子決済手段の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- ・ 詐欺的なコインに関する相談が増えています。電子決済手段を利用したり、電子決済手段等取引業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。

■ 電子決済手段取引のリスクについて

- ・ 電子決済手段取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に電子決済手段取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。本電子決済手段取引説明書及びサービス総合約款をお読みの上、電子決済手段取引のリスク、仕組み、特徴について十分に理解し、納得された上で本取引を開始していただきますようお願いいたします。

本取引のルール及び概要

1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等

(1) 当社と電子決済手段の発行主体の相違

当社は本取引の対象となる電子決済手段の発行者ではなく、お客様に対して電子決済手段の償還義務を負う立場にはありません。

(2) 当社に対して預託された外国電子決済手段の買取措置

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第6号イの規定に基づき、当社は本取引の対象となる外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同じです。）を当社に預託しているお客様に対し、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合の措置として、当該外国電子決済手段の額面額（1外国電子決済手段につき1米ドル）での買取を行います。為替レートについては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社等の配信する為替レートを用いるものとします。

(3) 外国電子決済手段の預託及び購入の制限

当社は、以下のとおり、当社に対する外国電子決済手段の新規預託及び外国電子決済手段の新規購入を制限する場合があります。

取引制限開始事由	制限される取引の内容	取引制限期間
①外国電子決済手段についてディベッグ（外国電子決済手段と価値連動するものとされている外国通貨と当該外国電子決済手段の実勢価格に0.03%以上乖離が起きた状態をいう。以下同じ。）が発生し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したとき（以下「取引制限開始事由①」という。）	・当該外国電子決済手段の新規預託（ただし、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接預託することは可能）※	取引制限開始事由①の発生後、ディベッグが解消されたと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間
②当社が預託を受けている外国電子決済手段の総額（以下「預託総額」という。）が、当社が本サービスについて別途定める預託上限額（以下「預託上限額」という。）を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メ	・当該外国電子決済手段の新規預託※ ・当該外国電子決済手段の新規購入	取引制限開始事由②の発生後、預託総額が預託上限額を十分に下回る状態になったと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間

ール等により告知したとき（以下「取引制限開始事由②」という。）		
---------------------------------	--	--

※ 制限期間中にお客様が外部のウォレットアドレスから当社の管理するウォレットアドレスに当該外国電子決済手段を移転（入庫）させたとしても、お客様から預託を受けたものとして取り扱いません。

（４）１日当たりの預託上限額の設定及び超過分の返送

当社は、以下のお客様が１日あたりに当社に預託できる電子決済手段（当社が別途指定する銘柄に限り、現時点において当社が指定する銘柄はアールエルユーエスデュー（RLUSD）となります。以下本（４）において同様です。）の上限額を設けております。

お客様が当該上限額を超える分の電子決済手段を当社に送付した場合、当社は当該電子決済手段（当該１日あたりの上限額を超える分に限ります。）を移転元に返送いたします。なお、当該１日当たりの上限額については、別途当社ホームページ等にて告知いたします。

※ お客様が当社の管理するウォレットアドレスに当該１日あたりの上限額を超える電子決済手段を移転（入庫）させたとしても、当該電子決済手段（当該１日あたりの上限額を超える分に限ります。）については、お客様から預託を受けたものとして取り扱いません。

（５）当該買取りを行うために必要な資産の保全等の措置

当社は、当社又は発行者を委託者とし、当社に対して外国電子決済手段を預託しているお客様を受益者とする金銭（米ドル）信託を行うことにより、当該買取りに必要な資産を保全いたします。外国電子決済手段の発行者による償還が困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合は、当該買取りの対価として、当社に対して外国電子決済手段を預託しているお客様に当該信託に係る信託財産を速やかにお支払いします。なお、当該お支払いは円貨にて行うものとし、当該お支払いに際し、当社は両替費用（米ドルを日本円に両替するための費用）、その他当該お支払に必要な事務手続きにかかる費用をお客様にご負担いただきます。

２．取引の態様

取引の態様は、

- ①資金決済法第２条第１０項第１号に定義する電子決済手段の売買
- ②資金決済法第２条第１０項第３号に定義する利用者の電子決済手段の管理となります。

３．取引方式

本取引は現物取引により行われます。現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がおお客様の相手方となり、売買を成立させる販売所取引（店頭取引）となります。当社は、販売所取引（店頭取引）における現物取引に関して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判断での下記のカバー先（電子決済手段の流動性供給

者)との取引となります。

- ・ Circle Internet Financial, LLC
- ・ Ripple Markets APAC
- ・ Standard Custody & Trust Company, LLC
- ・ SBI 新生信託銀行株式会社

4. 取扱電子決済手段に関する説明

(1) 電子決済手段の名称等

電子決済手段の 名称	発行者の情報	発行者の代表者
ユーエスディー シー (USDC)	名称 : Circle Internet Financial, LLC (以下 「Circle 社」) 所在地 : 米国 マサチューセッツ州	Jeremy Allaire
アールエルユー エスディー (RLUSD)	Standard Custody & Trust Company, LLC (以下 「Standard Custody & Trust 社」) 所在地 : 米国 ニューヨーク 州	Jack McDonald
ジェイピーワイ エスシー (JPYSC)	SBI 新生信託銀行株式会社 (以下「SBI 新生信託銀行」) 所在地 : 日本 東京都	岩井 正貴

(2) 発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

銘柄	償還請求権の内容及びその行使に係る手続
USDC	USDC の保有者は、発行者 (Circle 社) から 1USDC につき 1 米ドルの償還を受けることが可能である。USDC の保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者の USDC トークンが削除 (burn) され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。
RLUSD	RLUSD の保有者は、発行者 (Standard Custody & Trust 社) から 1RLUSD につき 1 米ドルの償還を受けることが可能である。RLUSD の保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者の RLUSD トークンが削除 (burn) され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。
JPYSC	JPYSC の保有者は、発行者 (SBI 新生信託銀行) から 1JPYSC につき 1 円の償還を受けることが可能である。JPYSC の保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者の JPYSC トークンが削除 (burn) され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。

※ なお、後記「7. 取引価格」のとおり、お客様は当社との間で販売所取引が可能であ

り、当該販売所取引を通じて電子決済手段を換金することができます。

5. 取扱電子決済手段の詳細

取引の対象となる電子決済手段銘柄（銘柄ペア）、取引単位、呼値の単位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。

銘柄ペア	取扱単位	呼値の単位	1 回当たり 最小発注数量	1 回当たり 最大発注数量
USDC/JPY	0.01	0.001	1	100 万円相当額
RLUSD/JPY	0.01	0.001	1	100 万円相当額
JPYSC/JPY	1	1	1	100,000,000

※1 回当たりの最大発注数量については、市場の状況等を踏まえ、当社の判断で臨時に引き下げる措置を講じる場合があります。又、当該措置を講じる場合は、当社ホームページ等でお客様へは事前に告知いたします。

※「銘柄ペア」とは、本サービスで取り扱う電子決済手段に対して決済できる「法定通貨」のペアを意味しています。

6. 取扱電子決済手段の概要

当社ホームページに掲載の「電子決済手段の概要説明書」をご参照ください。

7. 取引価格

販売所取引（店頭取引）

（1）お客様は、USDC 及び RLUSD については、1USDC=1USD 及び 1RLUSD=1USD として円換算した価格に基づいて当社が提示する Ask 価格で買い付け、Bid 価格で売り付けることができます。なお、当社が提示する Ask 価格と Bid 価格との間には、一定のスプレッドを設けます。スプレッドは、価格提示時点の市場実勢に基づいて当社が決定します。また、円換算にあたっては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レートを用います。

なお、JPYSC については、スプレッドを設けませんので、お客様は常に 1JPYSC=1JPY の固定価格で買付け及び売付けをすることができます。

銘柄	販売所価格	円換算に用いる基準
USDC	1USDC=1USD として円換算した価格に基づき、当社が提示する Bid 価格及び Ask 価格	SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レート
RLUSD	1RLUSD=1USD として円換算した価格に基づき、当社が提示する Bid 価格及び Ask 価格	SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レート
JPYSC	1JPYSC=1JPY の固定価格	該当なし（円建のため）

- (2) 相場急変時や、LP 等の状況に変更が生じたことにより、LP 等から有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LP 等からの配信価格が市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、LP 等から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

8. 取引時間

- ・ 取引は 24 時間 365 日可能です。ただし、毎週水曜日 12:00～13:00 のメンテナンス時間（以下「週次メンテナンス」といいます。）は取引できません。
- ・ 臨時にメンテナンスを実施する場合も取引はできません。その場合は、当社ホームページにてご案内いたします。
- ・ 本取引における 1 日の区切り（計算区域）は午前 7:00～翌午前 6:59 となります。また、1 週間の区切りは月曜午前 7:00～翌月曜午前 6:59 となります。
- ・ 前記「1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等」（3）のとおり、外国電子決済手段に取引制限開始事由②が発生した場合、取引制限期間中、お客様は当該外国電子決済手段を新たに当社で購入することはできませんので、ご注意ください。

9. 注文の種類・指示・方法

注文の種類は、以下のとおりとなります。

販売所取引（店頭取引）

ストリーミング注文	レートが連続的に取引画面に提示され、お客様は任意のタイミングでそれをクリックすることにより発注が可能となる注文で、スリッページ幅内の価格で約定します。また、スリッページの設定幅は、呼値の単位 × 30,000 の値で固定しています。ただし、PC 版の VCTRADEweb で注文を行う場合は、お客様は任意の幅でスリッページを設定でき、設定したスリッページ幅内の価格で注文が約定され、設定幅を超えた注文は失効します。
指値注文	お客様が価格を指定して発注する注文です。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 なお、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。
逆指値注文	お客様がトリガーとなる価格を指定し、その価格を超えたら買い、その価格を下回ったら売り、の約定が成立する指値注文です（通常の指値注文とは売り買いを逆に発注します）。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 また、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。

なお、JPYSC については、ストリーミング注文のみとなります。

10. 注文の指示・方法

注文の指示・方法については以下のとおりとなります。

- ・ 注文方法は、電子決済手段取引システム（以下「本取引システム」といいます。）でのみ行うことが可能であり、電話、ファックス、電子メール等のその他の手段による注文及び変更・取消はできません。
- ・ 外国電子決済手段の注文は、1 回あたり 100 万円相当額に制限されます。
- ・ 指値注文、逆指値注文は、現在価格と注文価格が当社の定める基準よりも大きく乖離している場合は注文いただけません。
- ・ ストリーミング注文、指値注文の有効期限はありません。ただし、本サービスの更新等により注文が取消されることがあります。
- ・ 指値注文・逆指値注文は、訂正（金額・数量）及び取消が可能です。注文の成立と訂正又は取消が同時に行われ、注文が成立した場合は、注文の成立が優先されますので、ご了承ください。
- ・ 当社のシステム障害や LP 等の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。
- ・ また、販売所取引（店頭取引）の場合にはお客様と当社の間で取引が行われることから、一般的に利益相反が生じる可能性は否定できません。当社では、出来るだけ公正な価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプレッドの設定等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるよういたします。

11. 取引方法について

- ・ 本取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。
- ・ 本サービスの推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。なお、本サービスの推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。
- ・ 本取引システムを利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

12. 金銭・電子決済手段の入金・出金、入庫・出庫、預託、移転等

(1) 金銭（法定通貨）

クイック入金 最低入金額（1 回当たり）	1,000 円
出金最低額（1 回当たり）	1,000 円

(2) 電子決済手段の入出庫

銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1 回当たり)
USDC	6 桁	100 万円に相当する額
RLUSD	18 桁	100 万円に相当する額

(注) お客様は、当社に対して電子決済手段の出庫指図を行う場合、出庫先に係るブロックチェーンを選択するものとし、当社はこれに従い出庫を行うものとします。当該出庫に当たり当社がお客様から受領する手数料は以下のとおりです。なお、同じ銘柄の電子決済手段であっても、異なるブロックチェーンの間でこれを移転させることはできませんので、出庫先に係るブロックチェーンの選択の際はご注意ください。また、JPYSC については、入出庫対応しておりません。

銘柄	対応ブロックチェーン	出庫手数料
USDC	ETH	無料
RLUSD	ETH	無料

(3) クイック入金に係る出金・出庫の制限について

当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT) 及び不正な入出金への対応のため、クイック入金相当額の出金及び出庫を 7 日間制限しています。

- ・ 過去 7 日間のクイック入金相当額 (総額) が出金及び出庫の制限の対象となります。制限期間中は、当該相当額分の出金・出庫予約が出来ません。
- ・ 入金日を含む 7 日間経過後、8 日目の朝 7 時に制限が解除され、出金・出庫予約が可能となります。
- ・ 日本円の入金に伴う制限ですので、電子決済手段の入庫については制限対象外となります。
- ・ 当社におけるその他の VCTRADE サービス (現物などの取引) には影響はございませんので、クイック入金直後から通常通りお取引出来ます。

<出金可能額・出庫可能数量の計算式>

出金可能額 = 保有している日本円総額と下記の移動上限額のいずれか低い金額

出庫可能数量 = 保有している電子決済手段の総額と下記の移動上限額のいずれか低い金額に相当する数量 (なお、前記 (2) のとおり、1 回あたりの出庫可能数量は 100 万円相当額に制限される旨、ご注意ください。)

移動上限額 = 純資産額 [預託金残高 + 評価損益 (円換算された金額)] - 過去 7 日間のクイック入金相当額合計

※ 詳細な事例については当社ホームページの FAQ をご参照ください。

(4) 外国電子決済手段の預託制限について

前記「1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等」(3) のとおり、外国電子決済手

段に取引制限開始事由①又は②が発生した場合、取引制限期間中、お客様は当該外国電子決済手段を新たに当社に預託することはできませんので、ご注意ください。ただし、取引制限開始事由①が発生した場合において、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接当社に預託するときは、この限りではありません。

（５）100 万円超の外国電子決済手段の預託の制限について

お客様が当社に預託した外国電子決済手段の金額が 100 万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認します。当該確認の結果、当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その預託状態を解消させていただきますので、ご了承ください。

（６）電子決済手段の移転手続等

当社がお預かりするお客様の電子決済手段の移転方法については、本サービスの所定の方法にて行ってください。詳細は本サービス FAQ をご確認ください。

(<https://www.sbivc.co.jp/faqs/content/y1h5b8lt8r>)

なお、当社は、1 回あたり 100 万円相当額を超える額の外国電子決済手段の移転のご依頼（外国電子決済手段の売買に伴い、お客様がご自身又は当社に当該外国電子決済手段を移転させることを内容とするご依頼を含みます。）を受けることができませんので、ご注意ください。

13. 分別管理

（１）法定通貨（円貨）の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした法定通貨（円貨）と当社の固有財産である法定通貨（円貨）とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ お客様からお預かりした円貨は、SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

（２）電子決済手段の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした電子決済手段と当社の固有財産である電子決済手段とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ 当社は、当社自身が保有する電子決済手段の管理用のウォレットとお客様用のウォレットを区別したうえで、ブロックチェーン上においても当社自身が保有する電子決済手段とお客様が保有する電子決済手段を区分して管理しております。
- ・ 当社は、取引業府令第 38 条第 3 項の規定に従い、自己信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号に掲げる方法によってする信託）によりお客様から預かった電子決済手段を管理しています。また、電子決済手段の保管の方法として、「コールド・ウォレット」方式を採用しております。
- ・ コールド・ウォレット方式とは、インターネット等の外部ネットワークから切り離された環境下にて電子決済手段を保管するものとなっています。

(3) お客様の財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

- ・ お客様の財産である金銭及び電子決済手段については、その安全管理及び送付のために必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。
- ・ 電子決済手段の送付に必要な秘密鍵の運用方法については厳格な基準を社内規則により制定しております。

(4) サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

- ・ サイバー攻撃等の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた電子決済手段が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償いたします。
- ・ 賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的な漏えい事案に応じて速やかに実施することとし、損害賠償の発生時点において、漏えいした電子決済手段の種類、その調達の困難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を勘案して、金銭又は電子決済手段若しくはその他の方法により決定いたします。

14. 手数料等

(1) 店頭取引

現物取引手数料	無料
クイック入金手数料	無料
出金手数料	無料
電子決済手段出庫手数料	前記「12. 金銭・電子決済手段の入金・出金、入庫・出庫」(2)ご参照

(2) 誤入庫等の回復措置

お客様の電子決済手段の誤入庫等について、当社は、お客様から誤入庫等の取消・回復（以下「回復措置」といいます。）のご依頼があった場合、回復措置が可能であるか調査を行います。

回復措置が可能であると当社が判断した場合、当該回復措置手数料の料金をお客様にお伝えし、回復措置の実施にご同意の後、回復措置を実施いたします。回復措置の実施後に回復措置手数料をお客様にお支払いいただきます。

回復措置手数料	原則 110,000 円相当の電子決済手段 ※金額は、回復措置実施日の前営業日の当社販売所クローズレート（販売所で取り扱いがない銘柄は当社取引所クローズレート）を参照して算出します。 ※当社で取り扱いがない銘柄は、110,000 円の金銭 ※必要となるシステム開発等により、個別事案毎に別途見積もらせていただく場合がございます。
---------	---

15. 口座の解約

(1) 当社において本口座を開設することにより、契約期間には特段の定めなく、本取引を継続的に・反復して実行することを内容とする契約が締結されたものとします。

(2) お客様が当社に開設した本口座の閉鎖をされることにより、当社とのお取引は終了

します。

- (3) 本口座閉鎖後は日本円の入出金、電子決済手段の出庫はできなくなります。よって、本口座閉鎖までにお客様で所有されている電子決済手段や日本円につきましては出金・出庫手続きをしていただけますよう、お願いいたします。
- (4) 解約のお手続きの時点で、お客様の当社における口座にお預けの各電子決済手段について、その残高が取引の最小単位に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。その結果として、お客様に損失が生じる可能性があります。
- (5) 本口座の閉鎖を希望されるお客様は、本サービスが別途定める手続きにより、本契約を解約し、本口座を閉鎖することができます。

16. お客様アカウントについて

(1) パスワードを忘れた場合

パスワードを忘れた場合は、本サービス所定の方法により再設定をお願いいたします。

(2) パスワードロック

パスワード入力を所定回数以上間違えますとパスワードロック状態となり、操作ができなくなります。パスワードロックを解除するためには、ログイン画面から上述の「パスワードを忘れた場合」と同様の手順によりパスワードの再発行を行ってください。

17. お取引履歴及びお預かり残高のご確認

お客様の金銭の入出金、電子決済手段の送受信、電子決済手段の売買のすべてのお取引履歴はログイン後の画面メニューから 365 日 24 時間（メンテナンスによるサービス停止時間を除きます。）ご確認くださいことができます。

18. 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応

(1) ハードフォークが生じた場合の発行者の対応方針

本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデートによる分岐現象（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合における、当該電子決済手段の発行者における対応方針は次のとおりです。

電子決済手段の銘柄	発行者	対応方針
ユーエスディーシー (USDC)	Circle 社	https://www.circle.com/en/legal/usdc-terms
アールエルユーエ スディー (RLUSD)	Standard Custody & Trust 社	https://ripple.com/legal/stablecoin/
ジェイビーワイエ スシー	SBI 新生信託銀行	ハードフォークによるブロックチェーンの分岐により、新しい別個の財産的価値等が

(JPYSC)	生じた場合には、SBI 新生信託銀行は元本受益権に対応する JPYSC が記録されるブロックチェーンを決定し、速やかに公表又はお客様に対して通知する。
---------	---

(2) ハードフォークが生じた場合の当社の対応方針

当社は、本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークの実行が見込まれる場合の対応方針として、「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針」(https://www.sbivc.co.jp/hardfork_policy)を定めております。

(3) お客様への伝達方法

- ・ 本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生することが判明し、お客様への情報提供が必要と当社が判断した場合には、発行者の対応方針及びこれを踏まえた当社の対応方針につき速やかに情報提供を実施します。お客様への情報提供は、当社ホームページのお知らせ欄への掲載を原則としますが、情報の重要度に応じて、適宜、メール送信、X（エックス＝旧 Twitter）等の当社が日常的にお客様とのコミュニケーション・ツールとして利用しているツールへの配信なども組み合わせて、お客様へ適切に情報が伝達されるように努めます。

19. 課税上の取扱い

本取引で発生した利益は、所得税の課税対象であり事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

20. 本取引におけるリスク

電子決済手段関連の取引には、預貯金や MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本取引を行うにあたり、本電子決済手段取引説明書をサービス総合約款とともに十分にお読みいただき、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただく必要があります。又、電子決済手段取引の特徴、仕組み及びリスク、ならびに取引の特徴や条件を把握し、以下の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、ご自身の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。

(1) 価格変動リスク

- ・ 本サービスで取引に供される電子決済手段は、本邦通貨又は外国通貨ではなく、又、特定の国家、あるいは公的機関でその価値が保証されたものではありません。
- ・ 電子決済手段の価値は、電子決済手段の発行者が有する裏付けとなる資産の価値に基づいており、発行者が当該電子決済手段の償還に応じることを前提として維持されています。そのため、電子決済手段の価値は基本的に安定したものと考えられますが、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受け、発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出し若しくはその価値が消失するなどした場合には、電

子決済手段の価値が急激に下落する可能性があります。

- ・ そのため、電子決済手段の価値がお客様の購入時の価格を下回る、あるいは無価値になる可能性があることも重ねてご認識下さい。
- ・ 電子決済手段の売買市場では 24 時間常に交換レートが変動している（一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があります。
- ・ 当社はシステムのメンテナンス或いは取引の異常その他の理由で営業を行わない時間帯を設定します。当該営業時間外で電子決済手段の価格が大きく変動する場合もあり得ます。当社は、当社の営業時間外でお客様が電子決済手段の取引ができない場合であっても、当社は責任を負いかねますので予めご了承ください。

（２）流動性リスク

- ・ 当社がお客様に提示するレートには、Ask 価格と Bid 価格の差（スプレッド）があります。スプレッドは電子決済手段の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
- ・ 市場動向や取引量等の状況により、例えば、注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が不可能、若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。そのような状況が発生した場合、当社として、最小取引額、最大取引額、売買単位その他注文内容に制限を設ける場合があります。

（３）電子決済手段の移転の仕組み等が破綻するリスク

- ・ 電子決済手段の移転等を支えるコミュニティの崩壊、電子決済手段の発行者や管理者等の破綻その他の電子決済手段の移転の仕組みの破綻等により、電子決済手段の移転が不可能となり、電子決済手段の価値が失われる可能性があります。

（４）為替リスク

- ・ 外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。

（５）規制リスク

- ・ 政治的情勢の変化及び各国政府・自主規制機関の法令、規制若しくは税制等により、電子決済手段の取引に影響が生じたり、利用・保有が制限されるなどの影響を受けるおそれがあります。

（６）盗難等に伴うリスク

- ・ 当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された電子決済手段を紛失し、お客様への補填を行う必要が生じた場合、当社の財務状況が破たんし、お客様への十分な補填を行うことができないおそれがあります。

（７）サイバー攻撃のリスク

- ・ 電子決済手段は、インターネット上の「電子的な記録」であることからサイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性、暗号化されたデータを復号するための情報が喪失したことにより移転が不能となり、電子決済手段が無価値となる可能性、当該情報を第三者に知られたことによるお客様の意思に反した電子決済手段の移転が行われる可能性があります。
- ・ 当社では、そのような事象を想定して十分なセキュリティ対策を実施しておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、サーバー等の稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービス

の緊急停止を行うこともあり得ます。本サービスの利用に係る口座番号等は、盗難又は第三者への漏えいのないよう、お客様がご自身の責任で管理する必要があること、第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負うことを、予めご認識ください。

(8) システムリスク

- ・ 「(7) サイバー攻撃のリスク」を含め、電力やネットワークなどの外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、取引に支障が生じる、或いは、当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害などにより取引が行えず、お客様が機会損失を被る可能性もございます。当社としましては、お客様の機会損失には責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・ 当社のシステムが算出している電子決済手段購入・売却価格が異常値となる可能性もございます。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取り消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。

(9) ブロックチェーン（決済完了性）によるリスク

- ・ 電子決済手段の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。当社内における電子決済手段の現物取引の約定の際には、ブロックチェーンでの取引認証は必要としておりませんが、当社とお客様との間の電子決済手段の移転（送受信等）においては、この認証が必要となります。そのため、ブロックチェーンにおいて十分な取引確認がとれるまで、お客様の取引が口座残高へ反映されない可能性や、当社とお客様との間の電子決済手段の移転がお客様の期待する時間内に完了しない可能性、また、ブロックチェーン上での認証が否決され、お客様の取引がキャンセルされる可能性があります。

(10) 電子決済手段に係るブロックチェーンのハードフォークによる分岐リスク：

- ・ 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが生じる可能性があります。当該ハードフォークが生じた場合の発行者及び当社の対応方針については、前記「18. 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応」をご参照ください。

(11) 51%リスク：

- ・ 電子決済手段に係るブロックチェーン上の認証作業について、悪意ある者が 51%以上のシェアを有した場合、電子決済手段の認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。

(12) 破綻リスク

- ・ 外部環境の変化等により発行者の事業そのものが、継続できなくなるリスクがあります。万が一、発行者が事業を継続できなくなった場合、発行者に適用のある法令による破産等の手続が行われます。この場合電子決済手段の価値の大幅な下落につながるおそれがあり、また、お客様が発行者から償還を受けることができなくなるなどの事象が生じ、お客様に損失が生じる可能性がございます。
- ・ 外部環境の変化等によって当社の事業そのものが、継続できなくなるリスクがあります。万が一、当社が事業を継続できなかった場合、お客様の資産についての対応については、破産法、会社更生法、民事再生法、会社法等の諸法令に基づき手続き

が行われます。

- ・ 当社は、お客様からお預かりした資産については、資金決済法の定めに従って、自己の資産とは分別して管理しており、信託保全等の措置をとっておりますが、万が一、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

(13) スリッページリスク

- ・ ストリーミング注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差（スリッページ）は、お客様が発注される端末（PC やスマートフォン）と当社システムの間の通信及び、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ・ ストリーミング注文では、約定処理を行うサーバーに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効される場合があります。

(14) 逆指値注文に係るリスク

- ・ 逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合は Ask 価格がお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合は Bid 価格がお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新価格で約定します。従って、お客様の指定した価格と同一の価格配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。
- ・ 従って、市場価格が急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態でシステム・メンテナンス等による営業休止を経た場合で価格に乖離が発生する等により、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があります。逆指値注文は、一般的にお客様の損失を限定する効果があるものと考えられていますが、市場価格が急激かつ大幅に変動した場合（いわゆる「値飛び」の状態）、或いは、逆指値注文が出ている状態で週次メンテナンス（毎週水曜日 12 時 00 分～13 時 00 分）を挟み、取引再開時に価格乖離が発生する場合等においては、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

(15) 当社の提示するレートに関するリスク

- ・ 当社では、LP 等から配信されるレートから当社で生成した独自のレートをお客様に提示します。そのため、当社が提示するレートは、LP 等や同業他社が提示しているレートや気配価格と必ずしも一致するものではなく、状況によっては大きくかい離する可能性もあります。その為、場合によっては、お客様にとって不利な価格で約定することがあることがあります。
- ・ 相場の急変時や、LP 等の状況に変更が生じたことにより、LP 等から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、LP 等からの配信レートが市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、レートの配信を停止することがあります。そのような場合は、レートの配信停止後、LP 等から有効なレートの提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、かつそれらのレートが市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、当社としてのレートの配信を再開します。

(16) その他リスク

- ・ 上記(1)から(15)に掲載する電子決済手段に伴うリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。電子決済手段が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起こり得ること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、予めご認識ください。

また、電子決済手段の取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客様のご自身の判断と責任において行うものであるため、サービス総合約款及び本電子決済手段取引説明書のみに依拠することなく、適宜、ご自身の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行うことが肝要であることを、予めご認識ください。

21. 苦情及び紛争の相談窓口

当社は資金決済に関する法律第62条の16及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第42条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

- (1) 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情・紛争処理規程」を定めています。当社の苦情及び紛争の対応につきましては、通常のお問い合わせ担当者とは別に、当社の本社に設置する「苦情等処理担当者」よりお客様にご連絡をさせていただき、ご本人確認をさせて頂いた上で、苦情等の内容をお伺いして適切に対応をさせていただきます。
- (2) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。
- ・ お問い合わせフォーム：https://www.sbivc.co.jp/faqs/form_top
 - ・ 有人チャット (<https://www.sbivc.co.jp/faqs>)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日10時00分～17時00分、土日祝・年末年始は休)
 - ・ 電話：03-6736-3790 (月曜日～金曜日午前10時～午後5時(祝日・年末年始を除く))
 - ・ 担当部署：
顧客管理部
〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー
SBI VC トレード株式会社内
- (3) 当社は、資金決済法に従い、金融ADR制度(訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き)を導入しており、当社の電子決済手段等取引業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営す

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

る仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。

東京弁護士会

紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 3 時（祝祭日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588

月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く）

- (4) 電子決済手段等取引業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、当社の電子決済手段等取引業に係る苦情を受け付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階

電話番号：03-3222-1061

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く）

(2026 年 6 月 24 日現在)